生活科学科再評価試験に関する内規

- 第1条 共立女子大学・共立女子短期大学試験規程第2条に定める試験に不合格(評価D)になった科目がある1年次の学生は、再評価試験を受けることができる。
- 2 再評価試験に対する追試験は行わない。
- 第2条 再評価試験の受験資格は、既修得単位数が20単位以上、24単位未満の者が有する。
- 2 当該年次の不合格科目(評価 D)単位数が、既修得単位数とあわせて進級に必要な単位数以上でなければならない。
- 第3条 受験できる科目数は、進級に必要な不足単位数までの科目数とする。
- 第4条 再評価試験を受けようとする学生は、所定の再評価試験願を教務課に提出しなければならない。
- 第5条 再評価試験に該当する学生は、本学所定の受験料を納入しなければならない。
- 第6条 再評価試験の採点提出期日は、原則として再評価試験の行われた日とする。
- 第7条 再評価試験に合格した場合の評価は「C」とする。

附則

本内規は平成24年4月1日より施行する。

附則

本内規は平成29年4月1日より施行する。